

令和7年度 地域包括支援センターやまぼうし事業計画(案)

1, 包括的支援事業

1)介護予防ケアマネジメント事業

【目標】

・担当地域の要支援者、事業対象者に対して、適切なアセスメントを行い、自立した自分らしい生活が続けられるよう、個人の状態に合わせたケアプランを作成することで、適切なサービスや社会資源が利用できる。

【事業内容】

- ・要支援者、事業対象者に対して、個々の状態に応じた社会資源の活用ができるよう支援を行う。
- ・利用相談、申請受付、課題分析、目標設定、モニタリングを行い、モニタリングの結果を見ながら、ケアプランの見直しを行う。

2) 総合相談

【目標】

- ・地域の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく生活していけるよう、相談支援を行う。
- ・関係機関とのネットワークを構築することで、支援を必要とする高齢者が、適切な支援を受けることができる。

【業務内容】

- ① 各種相談
- ② 周知活動
サロン等、地域で活動状況の説明を行う
- ③ 実態把握
 - ・必要に応じて、一人暮らし、高齢世帯等の戸別訪問を行う
 - ・R6 年度に実施した大長谷校区、鼓岡校区での座談会で、生活状況等の把握が必要と情報提供があった世帯等の戸別訪問を行い、必要に応じてサービス等の支援につなげていく。
 - ・介護保険サービス等につながらない方や中止した方についても状況に応じ、訪問等で状況把握を行い、必要なタイミングで必要な支援につなげられるようにしていく。
 - ・民生委員の個別の訪問や情報交換会を通じて、地域の実態把握を行う
 - ・サロンへの参加
- ④ 地域におけるネットワークの構築

⑤ 災害及び感染症の対策

- ・非常災害や感染症の発生時においては、事業継続計画に沿って、地域包括支援センター業務を滞りなく実施し、早期の業務再開を図る
- ・自然災害に備え、同意を得られた利用者に対して個別避難計画を作成し、地域と共に進めていく。

3) 権利擁護事業

【目標】

- ・地域の高齢者が尊厳をもって生活していけるよう、権利擁護のための必要な支援を受けることができる。

【業務内容】

① 成年後見制度活用促進、相談対応

- ・相談に対応できるよう、研修会等に参加し、自己研鑽に努める
- ・必要に応じて、成年後見制度特化型の地域包括支援センターに相談をしながら、業務を進める

② 虐待への対応

- ・他地域包括支援センターと協力しながら、予防のための周知活動を行う

③ 老人福祉施設等への措置の支援

④ 消費者被害の防止と相談対応

- ・地域で消費者被害防止、振り込め詐欺防止啓発や予防の呼びかけ
- ・他地域包括支援センター等と協力し、研修会を実施する

4) 包括的、継続的ケアマネジメント

【目標】

- ・様々な研修や個別支援を通じて、地域介護支援専門員の質の向上を目指し、関係機関との連携を構築することで、高齢者の状況の変化に応じて支援が行える。

【業務内容】

① 地域ケア会議推進部会、地域包括支援センター運営協議会への参加する

② 定例地域ケア会議へ助言者として参加する

③ 他地域包括支援センターと協力し、研修会を実施する

④ 介護支援専門員への個別支援

- ・介護支援専門員の相談窓口となり、困難ケース等については、関係機関との連携し、問題解決に向けた支援行う。

- ・必要に応じて、同行訪問やサービス担当者会議へ出席する

⑤ 介護支援専門員連絡協議会への支援を行う

⑥ 地域の介護支援専門員資質向上のため、研修指導、個別指導を行う

5)介護予防把握事業

【目標】

- ・閉じこもり等生活機能低下が見られる高齢者を早期に把握し、介護予防活動につなげることができる。

【業務内容】

- ① 地域における多様な情報提供ルートの確保
- ② 健診結果説明会等で、生活機能低下が見られる対象者を把握し、訪問等を行い、その方にあった活動につなげる

2. 認知症施策総合推進事業

1)認知症高齢者見守り事業

【目標】

- ・地域住民が、正しい認知症の知識を持ち、認知症が特別なことではないという意識を持てるようになり、自分事としてとらえることで、認知症の人が当たり前で地域で生活できることを目指す。

【事業内容】

- ① 認知症サポーター養成講座及び市内の地域包括支援センターと協働でフォローアップ講座を実施する。

- ・小学校、中学校
- ・中条高校
- ・地域

依頼のあった地域に加え、必要等に応じ、働きかけも行う。また、必要に応じて、認知症サポーターオレンジの会で行うサポーターへの支援を行う。

- ・職域

胎内市と市内地域包括支援センターと協働で実施

依頼のあった企業等に加え、必要に応じて働きかけも行う。

- ② 認知症街あるき声かけ見守り模擬訓練を胎内市、市内地域包括支援センターと協働で、企画、運営を行う。

- ・地域

必要に応じて働きかけも行う。

2) 認知症地域支援推進員業務

【目標】

- ・認知症の人が、住み慣れた地域で当たり前で少しでも長く生活していけるよう、地域、関

係機関と連携し、認知症本人、家族を支援していけるようにする。

・他事業との連携を意識しながら、効果的な事業が行えるようにしていく。

【事業内容】

- ① 認知症地域支援推進員と市認知症担当者との情報交換を定期的に行う。
- ② 市内地域包括支援センターの認知症担当者と情報交換、事業の企画運営を行う
- ③ 地域共生型認知症ケアパスの普及、啓発と情報の更新
- ④ 認知症講演会を胎内市と協働で企画、運営する
- ⑤ 専門職向けの認知症ケア研修会、認知症事例検討会を胎内市、認知症疾患医療センターと協働で開催する。
- ⑥ 認知症サポーターオレンジの会への活動支援、組織づくり
・認知症サポーターフォローアップ研修会を胎内市、市内地域包括支援センターと協働で企画、実施
- ⑦ 認知症カフェ
・虹色カフェたいないを胎内市、市内地域包括支援センターと協働で企画、運営を行う。
また、認知症カフェモデレーターとして、「学びと語り」が継続できるよう支援していく。
・地域の認知症カフェに対して必要に応じた支援を行う
・市内で行われている認知症カフェについて介護支援専門員等への周知を行う。
- ⑧ 若年性認知症カフェを若年性認知症支援コーディネーターと協働で行う。
- ⑨ チームオレンジプラスたいないの活動支援を行う
- ⑩ 認知症の人と家族の一体的支援プログラム実施を胎内市、認知症疾患医療センターと協働で企画、運営を行う。
・黒川病院、開業医へ事業の周知を行う
・介護支援専門員等への事業の周知を行う
・必要に応じて、近隣市町村の認知症地域支援推進員とも連携を図る

3)認知症初期集中支援事業

【目標】

・認知症状があり、医療やサービスにつなぐことが難しい人に対して、適切な支援が行えるようにする。

【業務内容】

- ① 相談のあったケースを受け付け、チーム員会議につなげる
- ② 市内の専門職が、事業を活用できるよう周知活動を行う
- ③ チーム員として、対象者を訪問しチーム員会議を行い、早期診断、早期対応につなげるよう初期集中を行う
- ④ 認知症疾患医療センターと連携し、必要なタイミングで受診につなげられるようにしていく。

3. 地域介護予防活動支援事業

【目標】

・身近な場所で、気軽に参加できる介護予防の拠点を地域と一緒に整備し、地域での介護予防活動を推進できる。

【業務内容】

① 介護予防に関する知識の普及啓発

・地域のサロンや総合相談等の訪問の場面において、介護予防に関する情報体操について紹介していく。

② 地域の高齢者を対象にした健康づくり活動、介護予防活動、うつ、閉じこもり予防活動

・地域のサロン等において、健康、介護予防、閉じこもり予防等についての講話や地域の介護予防活動や教室等を紹介する。また、自宅でできる介護予防体操について実践し、広げる。

③ 地域で、介護予防を実践できる地区組織活動と人材の育成支援

・地域の介護予防活動や他事業、総合相談の場面において、地域で活躍して下さる人を発掘していく。

・生活支援コーディネーターと情報交換を行い、連携していく。

④ 介護予防の地域活動の実施と住民主体の地域活動組織の立ち上げと継続の支援

・にこ楽での通いの場、にこ楽スマイルの会(冬活塾からの継続の会)が継続できるよう定期的に声かけを行う

・R6に実施した大長谷校区、鼓岡校区の座談会での情報も参考にしながら、地域特性を活かした活動について考えていく

・生活支援コーディネーターと情報交換を行い、連携していく。